校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、六月）までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者		
海上保安学校学生採用試験	全ての区分試験	次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月（採用試験が同一年度に二回行われる場合における初回の採用試験については、六月）までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

」を

に改める。

（人事院規則九―七の一部改正）

第八条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

（人事院規則九―八の一部改正）

第九条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務及び級別定数」を「標準職務」に改める。

第一条中「職務の級に」を「職務の級又は指定職俸給表に定める号俸に」に改め、「職員」の下に「（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」を加える。

第二条第五号中「の規定による試験」を「第一条第一項に規定する採用試験」に、「第三条第一項」を「第三条第四項」に改め、同条第九号中「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））」を「国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）及びこれに相当する採用試験」に改め、同条第十二号中チを削り、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　気象大学校学生採用試験

第二章の章名を次のように改める。

第二章　標準職務

第三条の見出しを「（標準職務）」に改め、同条中「職務の級の」を「職務の級又は指定職俸給表に定める号俸の」に、「級別標準職務表」を「標準職務表」に、「職務の級に」を「職務の級又は号俸に」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第三十四条及び第三十五条中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第三十六条中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。

第三十七条第一項第三号中「第八条第五項後段」を「第八条第六項後段」に改め、同条第七項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第三十八条中「第八条第七項第一号」を「第八条第八項第一号」に改める。

第三十九条及び第四十条中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

別表第一中「級別標準職務表（第三条関係）」を「標準職務表（第三条関係）」に改め、専門スタッフ職俸給表級別標準職務表の次に次の一表を加える。

レ　指定職俸給表号俸別標準職務表

号俸	標準的な職務
1号俸	特に重要な業務を所掌する管区機関の長の職務
2号俸	本省の部長の職務
3号俸	本省の重要な業務を所掌する部の長の職務
4号俸	本省の局長の職務
5号俸	本省の重要な業務を所掌する局の長の職務
6号俸	外局の長官の職務
7号俸	特に規模の大きい外局の長官の職務
8号俸	事務次官の職務

備考

1　この表において「本省」とは、府、省又は外局の内部部局をいう。

2　この表において「外局」とは、外局として置かれる庁をいう。

3　この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。

別表第七の四の行政職俸給表(一)等職員昇給号俸数表の備考第二項中「第8条第7項第1号」を「第8条第8項第1号」に改める。

別表第八の備考中「第7条第4項」を「第7条第3項」に改める。

（人事院規則九―一三の一部改正）

第十条　人事院規則九―一三（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第十一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。

第十一条第二項第九号中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十五条第二項第一号中「（以下この号において「管理監督職員」という。）」を削り、「管理監督職員に」を「第四条の四第一項各号に掲げる職員に」に、「第四条の四第一項各号」を「同条第一項各号」に改める。